

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1220120	福祉有償運送における認定講習要件の緩和	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項	自家用有償旅客運送自動車の運転者は、第二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は第一種免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、国土交通大臣が認定する講習を受けた者かそれに準ずるものとして国土交通大臣が定める要件を備えなければならないこととしている。	認定講習を受けるための負担を軽減するための規制緩和	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1220130	自治体補助による自家用無償運送特区	道路運送法(昭和26年法律第183号)第76条	自家用自動車等、有償で運送の用に供する場合、道路運送法の適用を受ける。	自家用車(白ナンバー)を使用して無償運送を行う市町村社会福祉協議会やNPO等に対して、地方自治体から、その運送に要する経費を支給する場合、その支給は「運送の対価」とみなさない運用を求めている。	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1220140	過疎地域における移動制約者を対象とした自治会等による有償運送事業に係る道路運送法上の登録要件の特例制度創設	道路運送法(昭和26年法律第183号)第76条、第79条の4第1項第5号	道路運送法に基づく過疎地有償運送の運行主体は、特定非営利活動法人等の資格を目的としない法人に限られる。また、過疎地有償運送は、運営協議会において協議が調っていることを登録要件としている。	地理的・社会的条件から交通条件が著しく低下し、高齢者等移動制約者の送迎等生活に支障が生じている過疎地域における過疎地有償運送については、次の通り見直しを目的とする。○道路運送法にかかわらず自治会等も過疎地有償運送の主体として認めること。○地域の生活交通維持対策の必要性から、市町村の協働によることとし、運営協議会の創設は不要とする。○公営または民営のバス・タクシー事業者が有償運送を新たにしようとする場合に、運営協議会を開催し、タクシー事業者との利害調整を行う制度である。○このため、市町村が中心となって自治会等と共同して地域生活交通維持対策として積極的に取り組む場合の特例措置を新たに創設する必要がある。	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	C	III	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1220150	地域限定選択案内士制度の範囲拡大	道路運送法(昭和26年法律第183号)第76条、第79条の4第1項第5号	地域限定選択案内士制度について、活動範囲の限定を都道府県単位から広域的な地方ブロックの範囲に拡大することとする。また、試験実施主体についても、広域組織を含める必要がある。	外国人観光客の訪問ルートは複数の県に及ぶのが一般的であり、九州を著して旅行商品も訪問地が1つ以上の県で完結するものは非常に少ない。このため、平成19年度から活動範囲を都道府県単位とする地域限定選択案内士試験が実施されるようになったが、外国人の旅行行動と合っていないのが現状と思われる。国際観光エリア地区を構成する多数都道府県の合同試験実施も可能であるが、地理・歴史等の知識と乗客対応が求められるため、実施者から負担も大きい。そこで、九州は7つの国際観光エリア地区を構成して、九州島内で完結する旅行商品も多く参入されていること、広域的な地方ブロックとしてエリアが明確に認識できることから、地域限定選択案内士について「都道府県」を「九州」と読み替えて実施できるよう、柔軟な制度運用を検討したところである。	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	道路運送法は、法令に規定された経過措置により、例外的に現行の道路運送法の規定に準じて運用するものと認められているため、当該経過措置期間が終了した後は、自家用有償旅客運送の安全な運行を確保するために、現行の道路運送法の規定に準じて運用する必要がある。特に、自家用有償旅客運送の運転者の資格については、バス、タクシー事業者と同様に高いレベルの措置を求めることは実質上困難であるが、他人を有償で運送するものであることから、その運転形態に応じて、一定の安全性に係る技術等が必須であるものと考えられている。このため、第二種運転免許の保有を基本としつつ、それが困難な場合には、国土交通大臣が認定する講習の修了を求められているものであり、講習の受講を免除することはない。また、福祉有償運送の運転者を対象とする講習は、交通安全に関すること、道路運送法の他の関係法令に係る基礎的な知識、利用者の実態等における運用方法の知識、乗客の知識及び利用者理解、福祉的な接客技術及び応対技術、福祉自動車の特長等を含むものであるが、福祉の観点も重視したものであることから、提案にある登録講習の受講を免除することはできない。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁